



平成 29 年 1 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社みちのく銀行
代 表 者 名 取締役頭取 高田 邦洋
コ ー ド 番 号 8 3 5 0 東 証 第 一 部
問 合 せ 先 経営企画部長 須藤 慎治
(TEL 017-774-1116)

新株式発行及び株式の売出し並びに自己株式の処分（普通株式）に関するお知らせ

当行は、平成 29 年 1 月 6 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び当行株式の売出し並びに自己株式の処分（普通株式）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当行は、青森県及び函館市を中心とする北海道道南地方を主要な営業基盤とする地方銀行であり、平成 28 年 10 月 1 日に発足 40 周年を迎えました。当行は、「家庭の銀行」をコーポレート・スローガンとして、個人及び中小企業を主要な取引先としており、政府・地方公共団体等向けを除く、個人及び法人向け貸出金残高合計では、青森県内トップ（平成 28 年 9 月末時点）の金融機関となっております。

当行は、平成 27 年 4 月から、第四次中期経営計画『『お客さまと地域社会から最も信頼される銀行へ』～全員営業実践による「総仕上げ」～』をスタートさせ、「地域との協調・リレーション強化」「お客さまとのパートナーシップ強化」「人財力の向上」及び「持続的な経営基盤の確立」からなる 4 つの主要戦略を推進しております。また、平成 28 年 6 月から、監査等委員会設置会社へ移行し、社外取締役を過半数とする役員構成にするとともに、外部有識者を加えたアドバイザリーボードや指名・報酬検討会議の設置等、コーポレートガバナンスの改革も進めてまいりました。

一方、当行は、平成 21 年 9 月に地域経済及び中小事業者等の安定的発展に貢献すべく、整理回収機構を引受先とする A 種優先株式を発行し、(改正)金融機能強化法に基づく公的資金 200 億円を活用することで自己資本の拡充を図りました。同時に営業体制を整え、地域における資金需要に積極的に応えることで、中小企業等向け貸出金残高は、公的資金による資本増強直前期（平成 21 年 3 月末）から直近（平成 28 年 9 月末）まで 1,272 億円増加いたしました。そして、本業収益である貸出金利息は 213 億円（平成 28 年 3 月期単体実績）と、東北の地域金融機関で 3 番目の水準となっております。なお、公的資金の返済原資である利益剰余金は、平成 28 年 9 月末時点で 179 億円と、当初の計画を上回るペースで確保しております。

当行は、平成 28 年 3 月に開業した北海道新幹線等の地域インフラ整備を好機として、地元である青森及び函館の資金需要に更に対応してまいりたいと考えております。一方、当行の自己資本比率は、平成 28 年 9 月末現在、連結 7.95%、単体 7.73%と、ともにバーゼルⅢ国内基準の最低基準である 4%を上回っておりますが、バーゼルⅢ導入時の経過措置が段階的に縮小していくことも踏まえ、増加する貸出金等のリスクアセットと自己資本のバランスを取ることで更なる業容拡大にあらかじめ備えるため、新株式発行及び自己株式の処分による即時性のある資本増強を行うことを決議いたしました。当行は、本調達を通じて、地域金融機関としての役割をより一層積極的に果たしていくとともに、将来の公的資金返済を見据えた収益力強化を図り、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

ご注意：この文書は、当行の新株式発行及び株式の売出し並びに自己株式の処分（普通株式）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当行普通株式 30,440,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年1月17日（火）から平成29年1月20日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社（事務主幹事会社兼単独ブックランナー）及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当行に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成29年1月24日（火）から平成29年1月27日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込証拠金 1株につき発行価格と同一の金額
- (10) 申込株数単位 1,000株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、取締役頭取 高田邦洋に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当行普通株式 4,560,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMB C日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）

ご注意：この文書は、当行の新株式発行及び株式の売出し並びに自己株式の処分（普通株式）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の事務主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が当行株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当行普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、取締役頭取 高田邦洋に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による自己株式の処分（本第三者割当による自己株式の処分）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当行普通株式 4,560,000株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMB C日興証券株式会社 4,560,000株
- (4) 申 込 期 日 平成29年2月21日（火）から平成29年2月27日（月）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日とする。
- (5) 払 込 期 日 平成29年2月22日（水）から平成29年2月28日（火）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の3営業日後の日とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (7) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、取締役頭取 高田邦洋に一任する。
- (8) 上記(4)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、処分を打ち切るものとする。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当行の新株式発行及び株式の売出し並びに自己株式の処分（普通株式）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、4,560,000株を上限として、一般募集の事務主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当行普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当行普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当行は、平成29年1月6日（金）開催の取締役会において、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当行普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当行普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当行普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当行普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社は本第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成29年1月17日（火）の場合、「平成29年1月20日（金）から平成29年2月17日（金）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成29年1月18日（水）の場合、「平成29年1月21日（土）から平成29年2月17日（金）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成29年1月19日（木）の場合、「平成29年1月24日（火）から平成29年2月22日（水）までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成29年1月20日（金）の場合、「平成29年1月25日（水）から平成29

ご注意：この文書は、当行の新株式発行及び株式の売出し並びに自己株式の処分（普通株式）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

年2月23日(木)までの間」
となります。

2. 今回の一般募集による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 (平成28年11月30日現在)	普通株式	150,899,935株
	A種優先株式	40,000,000株
	合計	190,899,935株
一般募集による増加株式数	普通株式	30,440,000株
一般募集後の発行済株式総数	普通株式	181,339,935株
	A種優先株式	40,000,000株
	合計	221,339,935株

3. 今回の本第三者割当による処分株式数の推移

現在の自己株式数 (平成28年11月30日現在)	9,597,554株	(注) 1.
本第三者割当による処分株式数	4,560,000株	(注) 2.
本第三者割当による処分後の自己株式数	5,037,554株	(注) 1. 2.

(注) 1. 自己株式には、「株式給付信託(BBT)」制度に係る信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有している3,730,000株を含めて記載しております。

2. 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額合計上限7,210,180,000円については、平成29年9月までに全額を貸出金等運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金の手取金全額を運転資金として貸出金に充当することで、当行の収益性、成長性を高めるものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、永続的に財務体質の強化を図りつつ安定的な配当を継続していくことで、株主の皆さまへの利益還元を努めていくことを配当の基本方針としております。

また、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

なお、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

ご注意：この文書は、当行の新株式発行及び株式の売出し並びに自己株式の処分(普通株式)に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
1株当たり連結当期純利益	24.27円	22.43円	32.77円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)			
普通株式	4.00円 (-)	4.00円 (-)	4.00円 (2.00円)
A種優先株式	6.55円 (-)	6.35円 (-)	6.17円 (3.085円)
実績連結配当性向	16.5%	17.8%	12.2%
自己資本連結当期純利益率	4.9%	4.3%	5.9%
連結純資産配当率	1.0%	0.9%	0.9%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
 2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純利益）を、自己資本（連結純資産額合計から少数株主持分（又は非支配株主持分）及び新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
 3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

①A種優先株式

上記【ご参考】「2. 今回の一般募集による発行済株式総数の推移」記載のとおり、当行は普通株式の他にA種優先株式を発行しており、当該優先株式を有する優先株主は、平成29年4月1日から平成36年9月30日までの期間中（以下「取得請求期間」という。）、当該優先株式の取得と引換えに、当行普通株式の交付を請求することが可能であります。取得請求期間における普通株式交付数の算定の基礎となる取得価額は未定であります。平成28年11月30日現在有効な下限取得価額（98円）で取得された場合、かかる取得により交付される当行普通株式の総数は204,081,632株となり、今回の一般募集後の発行済普通株式総数（181,339,935株）に対する比率は112.54%です。

②120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）

当行は120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）を発行しており、今回の一般募集後の発行済普通株式総数（181,339,935株）に対する平成28年11月30日現在の潜在株式数（32,705,607株）の比率は18.04%です。

ご注意：この文書は、当行の新株式発行及び株式の売出し並びに自己株式の処分（普通株式）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による自己株式の処分

(1)	払込期日	平成28年9月16日
(2)	処分株式数	2,039,000株
(3)	処分価額	1株につき185円
(4)	資金調達の額	377,215,000円
(5)	処分の方法	第三者割当により処分
(6)	処分先	資産管理サービス信託銀行 株式会社(信託E口)

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始値	226円	214円	204円	175円
高値	245円	234円	220円	230円
安値	169円	194円	164円	166円
終値	213円	204円	174円	226円
株価収益率	8.78倍	9.09倍	5.31倍	一倍

(注) 1. 平成29年3月期の株価等については、平成29年1月5日(木)現在で記載しております。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成29年3月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
変更はありません。

(4) ロックアップについて

当行はSMB C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当行普通株式及び当行普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当による自己株式の処分、株式分割による新株式発行、ストックオプションに係る新株予約権の発行、業績連動型株式報酬制度に基づく株式給付信託(BBT)における株式の交付、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による株式の発行または交付等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、当行の新株式発行及び株式の売出し並びに自己株式の処分(普通株式)に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。